

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

我が社は国内市場の成長が頭打ちとなるなか、新たな市場を求めて海外市場へ進出しております。現在 38 か国に輸出実績を持っており、今後更に輸出国や販売拡大を目指し以下の点で連携を深めたい。

- ・ 福岡県、福岡農政局、ジェトロとの連携
- ・ 輸出を行っている企業との連携、情報交換
- ・ 通関手続きでの情報交換

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定に当たっては、下請業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請け事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払い条件

下請代金はすべて現金で支払います。手形での支払いは行いません。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな型」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時には、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ①特定農家様との個別仕入れ契約の場合は平常仕入価格より高値で買い取ります。
- ②約束手形の利用廃止はすでに完了。現金払いや電子記録債権への移行に取り組んでいます。
- ③海外直接輸出による利益分を仕入先に還元できるよう取り組みます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 大石茶園

代表取締役 大 石 剛 司

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。